

発言者氏名

吉 田 雄 人

発言の会議	平成 18 年 3 月 2 日 本会議
発言の種類	質疑、一般質問、緊急質問、討論、その他
答弁を求める者	市長、教育長
件名及び 発言の要旨	<p>1 文化行政について</p> <p>(1) 行政にとって文化とは</p> <p>ア 文化とは、人の心の問題であり、さまざまな定義があると思うが、行政にとって文化とはどのようなものとするか。</p> <p>(2) 文化振興条例の改正について</p> <p>ア 文化芸術振興基本法が制定されたのは2001年であり、それから数年を経て、本市の条例を改正するのは、具体的に何か理由があるのか。</p> <p>イ 宣言や呪文のような条例にしてはならないという決意と、今後市民の活動を積極的に支えるための行政サービスを行っていくという決意のもと、市制 100 周年の記念条例にしてはどうか。</p> <p>ウ 生涯学習センターに登録している団体だけで約 420 もの文化・社会教育の活動団体があり、そうした団体の声をしっかりと聞くために、アンケートをとるべきではないか。</p> <p>(3) 施設予約システムについて</p> <p>ア 施設の予約システムが導入され、施設予約の利便性と公平性が大幅に向上したが、いまだ導入されていない施設が数多くある。なぜ、全面的に導入しなかったのか。</p>

件名及び
発言の要旨

イ 今後、全面的に導入していくべきだと考える
がいかがか。

ウ 施設の予約システムの中で、公民館と自治活
動センターがほとんど同じ位置づけで運用され
るようになった。これを機会に、施設のあり方
を見直すべきではないか。具体的には、自治活
動センターの開館時間（9：00～21：00）の延長
（公民館 9：00～22：00）や、公民館の休館日
（第3日曜日、祝日）の見直しを検討するべき
ではないか。また予約に当たっての単位となる
時間も、もう少し細かくしてはいかがか。

エ 公民館は教育委員会の管理、自治活動センタ
ーは市民部の管理と、担当する部署を分けるの
ではなくて、施設の性格からも、利用の使い勝
手から見ても、一つの部署で一元的に管理して
いくことが適当と考えるが、いかがか。

(4) 学校施設の開放について

ア 学校施設の開放として、グラウンドや体育館
は既に一般の利用ができるようになっている
が、教室の開放は一部の和室・図書室に限られ
ている。通常の授業で使用していない教室も、
開放の対象として検討していくべきだと考える
が、いかがか。

イ 旧市立横須賀高校の跡地が現在は特区構想の
対象となっているが、平成15年の8月に特区
構想の対象となってから既に2年半以上が経過
しているが、具体的な進展はないのが現状であ
る。そろそろ構想のデッドライン（期限）を決
め、別の利用用途も探るべきではないか。

件 名 及 び
発 言 の 要 旨

ウ 現在、旧市立横須賀高校の跡地の利用は、大矢部中と総合高校のみがグラウンドと体育館を使っているのみである。また、陽光小や旧坂本小、あるいは桜台中の一部など、統廃合の対象となったグラウンドや教室についても、さらに踏み込んだ一般開放について、考えるべきではないか。

(5) 文化活動団体・社会教育団体の認定制度の設立・活用について

ア 施設によっては、使用料を徴収する施設があるが、商業利用や収益目的の場合には、その使用料を加算して徴収する施設が多い。しかし、収益を目的としていないにもかかわらず、入場料を参加者から取っている場合は、「収益目的」として使用料が加算されているケースがある。確かに何をもって「収益」とするか一度のイベントのみを取り上げて判断することは難しいので、市として団体の認定制度を立ち上げて、認定を受けた団体には施設の使用料の減免や発表の場の積極的な提供を行うなど、検討してはどうか。

イ 現在は、生涯学習センターで428団体、市民活動サポートセンターで570団体、ボランティアセンターで155団体など、福祉から文化、自治活動まで、多くの団体が市の機関に登録をされている。しかし、こうした市民団体の中には、「一つのセンターに登録すれば、他のセンターにも登録される」「ほかのセンターの存在を知らない」という団体も多い。こうした現状を改善するためにも、センター間のネットワークミーティングを定期的に持つなど、具体的な連携策を工夫する必要があるのではないか。

件 名 及 び
発 言 の 要 旨

2 米兵の犯罪について

(1) 米兵犯罪の責任問題について

ア 1月3日に起きた米兵による市民殺害事件から、連続して起き続ける米兵犯罪の責任は、米兵個人の刑事的な責任のみを追及するだけではなく、組織としての米海軍の責任を追及すべきだと考えるが、いかがか。

イ 基地周辺地区安全対策協議会が発足することが決定したが、犯罪が起きないようにすることが一番大切であることは言うまでもないが、起きた場合の補償問題や捜査協力体制などについても、米軍に対し、地元自治体から意見を言うべきと考えるが、いかがか。

3 救急医療センターについて

(1) 救急医療センターの増設について

ア 市民病院・うわまち病院で、小児救急の24時間化という体制はとられるようになったものの、北部・西部地区の「救急医療」の問題が、すべて解消されたわけではない。さらに、内科・外科の救急医療についても、検討を始めるべきではないか。

イ 一次医療を担うという意味では、救急医療センターの24時間化は早急に望まれており、検討をあわせて始めるべきではないか。